

小型薄利企業所得税優遇政策の範囲を更に拡大させることに関する通知

小型薄利企業の所得税優遇政策を拡大

中国トランザクションバンキング部

財政部、国家税務総局は、2015年9月2日に「小型薄利企業所得税優遇政策の範囲を更に拡大させることに関する通知」(財税[2015]99号、以下略称99号通知)を公布・施行、また、国家税務総局は2015年9月10日に「小型薄利企業の企業所得税徴収半減の範囲拡大に関連する問題についての公告」(国家税務総局公告[2015]61号、以下略称61号公告)を公布し、2015年10月1日より施行されています。

1. 小型薄利企業への優遇の背景・経緯

企業活力向上、内需拡大、雇用・創業促進のために、従来より中小企業に対する優遇施策を行ってきました。中小企業の所得税優遇施策も従来から行われていますが、年々、対象範囲が拡大しています。

【図表1 本件優遇の拡大経緯】

公布日	通達名・概要
2014/4/8	財政部、国家税務総局 小型薄利企業所得税優遇政策に関連する問題についての通知 財税[2014]34号 2014年1月1日から、2016年12月31日まで、当該年度の課税所得額が 10万元以下 の場合、課税所得額を50%減額させ、20%の税率で企業所得税を納税できる。
2015/3/13	財政部、国家税務総局 小型薄利企業所得税優遇政策についての通知 財税[2015]34号 2015年1月1日から、2017年12月31日まで、当該年度の課税所得額が 20万元以下 の場合、課税所得額を50%減額させ、20%の税率で企業所得税を納税できる。
2015/9/2	小型薄利企業所得税優遇政策の範囲を更に拡大させることに関する通知 財税[2015]99号 2015年10月1日から2017年12月31日まで、当該年度の課税所得額が 30万元以下 の場合、課税所得額を50%減額させ、20%の税率で企業所得税を納税できる。
2015/9/10	小型薄利企業の企業所得税徴収半減の範囲拡大に関連する問題についての公告 国家税務総局公告[2015]61号 99号通知の対象基準の詳細、課税所得額の計算方法などを規定。

2. 99号通知・61号公告の内容

本件は、「中華人民共和国企業所得税法」およびその関連法令にて規定される小型薄利企業に対する優遇施策です。年間課税所得額が30万元までの場合、その所得を50%まで減額し、税率20%(一般企業の場合税率は25%)で納税することができます。

適用前の許可・備案(届出)は求められておらず、確定申告の際年度納税申告書の「資産総額・従業員数等」の欄に記入し届出手続きを行うこととしています。

【図表2 小型薄利企業とは】

業種	課税所得額	従業員数	資産総額
生産型企业	30万元以下	100人以下	3,000万元以下
その他企業	30万元以下	80人以下	1,000万元以下

上記表の条件を満たし、かつ制限・禁止業種に該当しない企業を小型薄利企業という。

【図表3 2015年度の新旧政策併用時の整理】

企業の状況	優遇される内容
年度課税所得額が20万元以下	課税所得額×1/2×税率20%
10月1日以降設立かつ2015年度課税所得30万元以下	課税所得額×1/2×税率20%
10月1日以前に設立かつ課税所得額が20万元超、30万元以下	～10月1日:課税所得額×税率20% 10月1日～:年間課税所得×(3/12) ×1/2×税率20%

3. 企業への影響

本件により、小型薄利企業の優遇政策の適用可能範囲が拡大しており、条件を満たす企業は企業所得税負担軽減につながる可能性があります。本施策は2015年10月1日より施行されていることから、年度末の申告時にはご留意下さい。本件適用の可否、納付税額については、税務局、税理士・公認会計士等の専門家への確認をお勧めします。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">关于进一步扩大小型微利企业所得税 优惠政策范围的通知 财税[2015]99号</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局、地方税务局，新疆生产建设兵团财务局：</p> <p>为进一步发挥小型微利企业在推动经济发展、促进社会就业等方面的积极作用，经国务院批准，现就小型微利企业所得税政策通知如下：</p> <p>一、自2015年10月1日起至2017年12月31日，对年应纳税所得额在20万元到30万元（含30万元）之间的小型微利企业，其所得减按50%计入应纳税所得额，按20%的税率缴纳企业所得税。</p> <p>前款所称小型微利企业，是指符合《中华人民共和国企业所得税法》及其实施条例规定的小型微利企业。</p> <p>二、为做好小型微利企业税收优惠政策的衔接，进一步便利核算，对本通知规定的小型微利企业，其2015年10月1日至2015年12月31日间的所得，按照2015年10月1日后的经营月份数占其2015年度经营月份数的比例计算。</p> <p>三、《财政部 国家税务总局关于小型微利企业所得税优惠政策的通知》（财税〔2015〕34号）继续执行。</p> <p>四、各级财政、税务部门要严格按照本通知的规定，做好小型微利企业所得税优惠政策的宣传辅导工作，确保优惠政策落实到位。</p> <p style="text-align: right;">财政部 国家税务总局 2015年9月2日</p>	<p style="text-align: center;">小型薄利企業所得税優遇政策の範囲を更に拡大させる ことに関する通知 财税[2015]99号</p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市財政庁（局）、国家税務局、地方税務局、新疆生産建設兵団財務局：</p> <p>經濟発展の推進において小型薄利企業に社会就業等の面で積極的役割をさらに果たさせるために、國務院の批准を経て、ここに小型薄利企業所得税政策を以下の通り通知する。</p> <p>一、2015年10月1日から2017年12月31日まで、年間で納めるべき課税所得税額が20万元から30万元(30万元を含む)の小型薄利企業は、その所得を50%に減額し、税率20%で企業所得税を納税する。</p> <p>前項でいうところの小型薄利企業とは、『中華人民共和國企業所得税法』およびその実施条例で規定されている小型薄利企業を指す。</p> <p>二、小型薄利企業税收優遇政策の連結を適切に行うため、計算の利便化を進める。本通知により規定される小型薄利企業は、その2015年10月1日から2015年12月31日までの所得について、2015年10月1日以降の経営月数に占める割合で計算する。</p> <p>三、『財政部 国家税務総局 小型薄利企業所得税優遇政策に関する通知』（财税〔2015〕34号）は引続き執行される。</p> <p>四、各級財政、税務部門は厳格に本通知の規定に基づき、小型薄利企業所得税優遇政策の宣伝指導業務を適切に行い、優遇政策が徹底されることを確保しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">財政部 国家税務総局 2015年9月2日</p>

关于贯彻落实进一步扩大小型微利企业减半征收企业所得税范围有关问题的公告

国家税务总局公告 2015 年第 61 号

为支持小型微利企业发展，贯彻落实国务院第 102 次常务会议决定，根据《中华人民共和国企业所得税法》（以下简称企业所得税法）及其实施条例、《财政部 国家税务总局关于进一步扩大小型微利企业所得税优惠政策范围的通知》（财税〔2015〕99 号）等规定，现就进一步扩大小型微利企业减半征收企业所得税优惠政策范围有关实施问题公告如下：

一、自 2015 年 10 月 1 日至 2017 年 12 月 31 日，符合规定条件的小型微利企业，无论采取查账征收还是核定征收方式，均可以享受财税〔2015〕99 号文件规定的小型微利企业所得税优惠政策（以下简称减半征税政策）。

二、符合规定条件的小型微利企业自行申报享受减半征税政策。汇算清缴时，小型微利企业通过填报企业所得税年度纳税申报表中“资产总额、从业人数、所属行业、国家限制和禁止行业”等栏次履行备案手续。

三、企业预缴时享受小型微利企业所得税优惠政策，按照以下规定执行：

（一）查账征收企业。上一纳税年度符合小型微利企业条件的，分别按照以下情况处理：

1. 按照实际利润预缴企业所得税的，预缴时累计实际利润不超过 30 万元（含，下同）的，可以享受减半征税政策；

2. 按照上一纳税年度应纳税所得额平均额预缴企业所得税的，预缴时可以享受减半征税政策。

小型薄利企業の企業所得税徴収半減の範囲拡大に関連する問題についての公告

国家税務総局公告 2015 年第 61 号

小型薄利企業の発展を支持し、国务院第 102 回常务会议の決定の実施を徹底するために、『中華人民共和国企業所得税法』（以下略称「企業所得税法」）およびその実施条例、『財政部 国家税務総局 小型薄利企業所得税優遇政策の範囲を更に拡大させることに関する通知』（财税〔2015〕99 号）等の規定に基づき、ここに小型薄利企業の企業所得税徴収半減の範囲拡大関連する問題について、以下の通り公告する。

一、2015 年 10 月 1 日から 2017 年 12 月 31 日まで、規定条件に合致する小型薄利企業は、帳簿検査方式、査定徴収方式のいずれを採用するかにかかわらず、いずれも财税〔2015〕99 号文書で規定される小型薄利企業所得税優遇政策（以下略称「半減徴税政策」）を享受することができる。

二、規定条件に合致する小型薄利企業は自主的に半減徴税政策の享受を申告する。確定申告の際、小型薄利企業は企業所得税年度納税申告書内の「資産総額、従業員数、所属業種、国家制限および禁止業種」等の欄に記載し届出手続きを行う。

三、企業は予定納付時に小型薄利企業所得税優遇政策を享受する場合、以下規定に沿って執行する。

（一）帳簿検査方式の企業。前納税年度に小型薄利企業の条件に合致した場合、以下の状況別に処理を行う。

1. 実際の利益に基づいて企業所得税を予定納付する場合、予定納付時に累計の実際の利益が 30 万元（含む 30 万元、以下同様）を超えない場合、半減徴税政策を享受できる。

2. 前納税年度の課税所得額平均により企業所得税を予定納付する場合、予定納付時に半減徴税政策を享受できる。

<p>(二) 定率征收企业。上一纳税年度符合小型微利企业条件，预缴时累计应纳税所得额不超过 30 万元的，可以享受减半征税政策。</p> <p>(三) 定额征收企业。根据优惠政策规定需要调减定额的，由主管税务机关按照程序调整，依照原办法征收。</p> <p>(四) 上一纳税年度不符合小型微利企业条件的企业。预缴时预计当年符合小型微利企业条件的，可以享受减半征税政策。</p> <p>(五) 本年度新成立小型微利企业，预缴时累计实际利润或应纳税所得额不超过 30 万元的，可以享受减半征税政策。</p> <p>四、企业预缴时享受了减半征税政策，但汇算清缴时不符合规定条件的，应当按照规定补缴税款。</p> <p>五、小型微利企业 2015 年第 4 季度预缴和 2015 年度汇算清缴的新老政策衔接问题，按以下规定处理：</p> <p>(一) 下列两种情形，全额适用减半征税政策：</p> <p>1. 全年累计利润或应纳税所得额不超过 20 万元（含）的小型微利企业；</p> <p>2. 2015 年 10 月 1 日（含，下同）之后成立，全年累计利润或应纳税所得额不超过 30 万元的小型微利企业。</p> <p>(二) 2015 年 10 月 1 日之前成立，全年累计利润或应纳税所得额大于 20 万元但不超过 30 万元的小型微利企业，分段计算 2015 年 10 月 1 日之前和 10 月 1 日之后的利润或应纳税所得额，并按照以下规定处理：</p> <p>1. 10 月 1 日之前的利润或应纳税所得额适用企业所得税法第二十八条规定的减按 20% 的税率征收企业所得税的优惠政策（简称减低税率政策）；10 月 1 日之后的利润或应纳税</p>	<p>(二) 定率徴収企業。前納税年度に小型薄利企業の条件に合致し、予定納付時に累計課税所得が 30 万元を超過しない場合、半減徴税政策を享受できる。</p> <p>(三) 定額徴収企業。優遇政策の規定に基づき、定額を減額調整する必要がある場合、主管税務機関経由で調整を行い、もとの方法で徴収する。</p> <p>(四) 前納税年度に小型薄利企業の条件に合致しなかった企業。予定納付時、当年度に小型薄利企業の条件に合致すると予想される場合、半減徴税政策を享受できる。</p> <p>(五) 本年度に新設された小型薄利企業は、予定納付時に実際の累計利益額あるいは課税所得額が 30 万元を超過しない場合、半減徴税政策を享受できる。</p> <p>四、企業は予定納付時に半減徴税政策を享受したが、確定申告時に規定条件に合致しない場合、規定に基づいて税金を追納する。</p> <p>五、小型薄利企業の 2015 年第 4 四半期における予定納付と 2015 年度の確定申告の際の新旧政策の関連する問題は以下規定に沿って処理する。</p> <p>(一) 以下の 2 種類の状況においては、全額に半減徴収政策を適用する。</p> <p>1. 年間累計利益あるいは課税所得額が 20 万元（20 万元を含む）を超えない小型薄利企業。</p> <p>2. 2015 年 10 月 1 日（10 月 1 日を含む）以降に設立され、年間累計利益あるいは課税所得額が 30 万元を超えない小型薄利企業。</p> <p>(二) 2015 年 10 月 1 日より前に設立され、年間累計利益あるいは課税所得額が 20 万元を超えるが、30 万元を超えない小型薄利企業は、2015 年 10 月 1 日より前と 10 月 1 日以降で別々に利益あるいは課税所得額を計算し、あわせて以下の規定に沿って処理する。</p> <p>1. 10 月 1 日前までの利益あるいは課税所得額は、企業所得税法第二十八条規定の税率 20% の企業所得税徴収優遇政策（簡稱「低減税率政策」）を適用し、10 月 1 日以降の利益あるいは課税所得額は半減徴収政策を適用</p>
--	---

<p>所得額適用減半征税政策。</p> <p>2. 根据财税〔2015〕99号文件规定，小型微利企业2015年10月1日至2015年12月31日期间的利润或应纳税所得额，按照2015年10月1日之后的经营月份数占其2015年度经营月份数的比例计算确定。计算公式如下：</p> <p>10月1日至12月31日利润额或应纳税所得额 = 全年累计实际利润或应纳税所得额 × (2015年10月1日之后经营月份数 ÷ 2015年度经营月份数)</p> <p>3. 2015年度新成立企业的起始经营月份，按照税务登记日期所在月份计算。</p> <p>六、本公告自2015年10月1日起施行。特此公告。</p> <p style="text-align: right;">国家税务总局 2015年9月10日</p>	<p>する。</p> <p>2. 财税〔2015〕99号文書規定に基づいて、小型薄利企業の2015年10月1日から2015年12月31日までの期間の利益あるいは課税所得額は2015年10月1日以降の経営月数が2015年度の経営月数に占める割合で計算し、確定する。計算公式は以下の通り。</p> <p>10月1日から12月31日までの利益あるいは課税所得額 = 年間累計の実際の利益あるいは課税所得額 × (2015年10月1日以降の経営月数 ÷ 2015年度経営月数)</p> <p>3. 2015年度に新設された企業の営業開始月は税務登記日の月に基づいて計算する。</p> <p>六、本公告は2015年10月1日から施行する。ここに公告する。</p> <p style="text-align: right;">国家税務総局 2015年9月10日</p>
---	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室